

公示送達書

一宮市告示第 256 号
令和 8 年 5 月 19 日

一宮市長 中野 正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名 差押調書（謄本）、配当計算書、充当通知書

送 達 を 受 け る べ き 者	住（居）所	氏 名
	愛知県一宮市奥町字川崎 31 番地 33	山下 徹
	以 下 余 白	

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。